

IASB Update

2021年12月

IASB Update は国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準書、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASBは2021年12月14日から16日に会議を行った。

トピックは、議論の順に、次のとおりであった。

目次

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）](#)
- [IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号）：プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [風力発電基地の使用から生じる経済的便益（IFRS第16号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）](#)

戦略及びガバナンス

- [第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）](#)

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Updateはこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASBは2021年12月15日に会合し、次の会計処理について議論した。

- 条件付決済条項のある金融商品
- 適用される法律が金融商品の契約条件に与える影響

条件付決済条項のある金融商品（アジェンダ・ペーパー5A-5B）

IASBは、IAS第32号「金融商品：表示」の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- 条件付決済条項のある金融商品は複合金融商品である可能性がある旨を明確化する。
- 条件付決済条項のある複合金融商品の負債部分（ある偶発的事象が生じた場合に即時の決済が必要となる可能性がある）は、その条件付の義務の全額で測定される旨を明確化する。
- たとえ入金額の全部が当初に複合金融商品の負債部分に配分される場合であっても、発行者の裁量で行われる支払は資本に認識される旨を明確化する
- IAS 第 32 号の第 25 項(b)における「清算」という用語は、企業が営業を永久に終了する過程にある場合を指す旨を定める。
- ある契約条件が IAS 第 32 号の第 25 項(a)において「真正なものでない」かどうかの評価は、偶発的事象が発生する確率のみを考慮して行うものではない旨を定める。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

適用される法律が金融商品の契約条件に与える影響（アジェンダ・ペーパー5C）

IASB は、次の事項を考慮することによって金融商品を金融負債又は資本に分類することを企業に要求するという IAS 第 32 号の修正を提案することを暫定的に決定した。

- 契約に明記されている条件のうち、適用される法律で設定されている権利及び義務に対して追加となる権利及び義務、又はより具体的な権利及び義務を生じさせるもの
- 適用される法律のうち、契約上の権利又は契約上の義務の強制可能性を妨げるもの

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画に含まれている他のトピック（株主の裁量に従う金融商品の分類を含む）についての議論を今後の会議で継続する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2021 年 12 月 14 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」における提案の再審議の計画について議論した。

IASB は計画について合意した。

次のステップ

IASB は今後の会議で提案の再審議を開始する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2021 年 12 月 15 日と 16 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関しての提案のいくつかを再審議した。

- 通例でない収益及び費用 — アジェンダ・ペーパー21A
- 投資区分に分類される収益及び費用 — アジェンダ・ペーパー21B

通例でない収益及び費用（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「通例でない収益及び費用」の定義をどのようにするのかを探求する。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 「通例でない収益及び費用」の定義から「予測価値が限定的」への言及を削除し、基準書において、それは通例でない収益及び費用の唯一の特徴ではなく、必要な特徴である旨を明確化する。12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。
- c. 「通例でない収益及び費用」の定義に付属する次のような適用指針を開発する。
 - i. その定義は、「通例でない収益及び費用」は将来において予想される収益及び費用と種類又は金額において異質である可能性があることを意味する旨を明確化する。
 - ii. 他のIFRS基準書における将来の取引及び他の事象の評価についてのガイダンスに基づいて、類似した収益又は費用が将来において生じるかどうかを企業が評価するのに役立つ。
 - iii. 収益又は費用が予想される将来の収益又は費用に類似しているかどうかを検討するにあたり、当該収益及び費用の特徴（収益又は費用を生じさせる原因となる事象又は取引を含む）を企業は考慮する旨を説明する。

12名のIASBのうち11名がこれらの決定に賛成した。

投資区分に分類される収益及び費用（アジェンダ・ペーパー21B）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産から生じる収益及び費用を、企業が投資区分に分類するという提案を維持する。12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。
- b. 公開草案で提案した適用指針を維持する。出席した11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。
- c. 次のことを記述した適用指針を追加する。
 - i. 売却目的保有に分類された個別の資産及び処分グループから生じた収益及び費用は、投資区分には分類されない。出席した11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。
 - ii. 企業結合から生じる収益及び費用は、投資区分には分類されない。当該収益及び費用は、個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産から生じるものではないからである。出席した11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。
 - iii. 負のリターン（不利な為替レート又はマイナス金利から生じるものなど）は、当該資産から生じる正のリターンと同じ区分に分類される。同様に、負債に対する負の金利費用は、正の金利費用と同じ区分に分類される。出席した11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。1名は欠席した。
- d. 関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用は投資区分に分類する。12名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。
- e. 基準書における要求事項から目的についての議論を削除し、特定の項目を投資区分に含める理由を、当該説明を「目的」であるとは言及せず、結論の根拠で説明する。12名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。
- f. この区分について「投資区分」の名称を維持する。12名のIASBメンバーのうち8名がこの決定に賛成した。
- g. 「投資から生じる収益及び負債」という定義された用語を使用する提案を進めない。12名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は 2021 年 12 月 16 日に会合し、ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するフィードバックについて議論した。（ディスカッション・ペーパーは、共通支配下の企業結合の報告において、実務の不統一を減少させ透明性を改善するような、移転先企業に対する考え得る報告要求事項を検討している。）

IASB は、プロジェクトの範囲及び測定方法の選択に関するフィードバックについて議論した。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は今後の会議でディスカッション・ペーパーの他の諸側面に関するフィードバックについての議論を継続する。

IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2021 年 12 月 14 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法について議論した。

公開草案に向けて — IFRS 第 3 号「企業結合」（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は IFRS for SMEs 基準の第 19 章「企業結合及びのれん」の修正を提案することを暫定的に決定した。

この提案は、IFRS for SMEs 基準における事業の定義を、2018 年 10 月の IFRS 第 3 号「企業結合」の修正において公表された事業の定義の修正に合わせる（第 19 章の新たな付録において、次の内容を含んだ適用指針を転載することによって）。

- a. IFRS 第 3 号の B7A 項から B7B 項に示されている任意の集中度テスト
- b. 取得したプロセスが実質的であるかどうかを評価するための判定ツリー
- c. IFRS 第 3 号の B8 項から B12D 項に示されている評価に関する適用指針（いくつかの設例とともに）

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

この提案はまた、第 19 章を IFRS 第 3 号に示されている取得関連コスト及び条件付対価についての要求事項と部分的に合わせ、企業に次のことを要求する。

- a. 取得関連コストを取得時に費用として認識する。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. 条件付対価を公正価値で認識し、その後に各報告日において公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する（ただし、資本性金融商品の定義を満たす条件付対価の事後測定は除く）。条件付対価を公正価値で測定することが、過大なコストや労力を要する場合には、企業は条件付対価を「最善の見積り」（最も可能性の高い結果）を使用して測定し、事後測定の変動を純損益に認識して、関連する開示を提供することを要求される。12 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

この提案は、段階的に達成される取得（段階的取得）の会計処理について IFRS 第 3 号に示されている要求事項も追加する。IASB はコメント募集においてこれらの要求事項について追加的な意見を求めることも暫定的に決定した。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

この提案は、（第 19 章の新たな付録において）企業結合で設立された新しい企業についてのガイダンス（IFRS 第 3 号の B18 項に示されている）及び IFRS 第 3 号の B13 項から B17 項に示されている適用指針も導入する。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

最後に、IASB は、企業が被取得企業に対する非支配持分を、被取得企業の識別可能な純資産の認識されている金額に対する非支配持分の比例的取り分で測定するという第 19 章の要求事項を変更せずに維持することを暫定的に決定した。12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて — IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 9 章「連結財務諸表及び個別財務諸表」を、次のことによって IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と部分的に合わせる修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第 9 章における支配の定義を IFRS 第 10 号における定義に合わせる。
- b. IFRS for SMEs 基準の 9.5 項における支配の判定に関しての反証可能な推定を維持し修正する。
- c. IFRS for SMEs 基準において、投資企業が子会社に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定するという要求は導入しない。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

公開草案に向けて — IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（アジェンダ・ペーパー30C）

IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 15 章「ジョイント・ベンチャーに対する投資」を、次のことによって IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」と部分的に合わせる修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第 15 章における共同支配の定義を IFRS 第 11 号における定義に合わせる。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 共同支配の分類である「共同支配の事業」、「共同支配の資産」及び「共同支配企業」を維持する。12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- c. 第 15 号の会計処理の要求事項（共同支配事業についての会計方針の選択を含む）を維持する。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて — IFRS 第 9 号「金融商品」（アジェンダ・ペーパー30D-30E）

IASB は、IFRS 第 9 号からの「金融保証契約」の定義を追加することによって、IFRS for SMEs 基準の第 11 章「基本的な金融商品」の修正を提案することを暫定的に決定した。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今回の会議で、IASB は第 11 章における予想信用損失モデルの開発についての支持もスタッフに与えた。このモデルは、今後の会議で、発行した金融保証契約に係る測定の要求事項とともに検討される。

公開草案に向けて — IFRS 基準書及び IFRIC 解釈指針の修正（アジェンダ・ペーパー30F-30J）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 次のものと合わせるための IFRS for SMEs 基準の修正を提案する。
 - i. 農業：果実生成型植物（IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正）。免除を設けて、当初認識時に、果実生成型植物を果実生成型植物の上で生育する生産物と区分することが過大なコストや労力を要する場合には、果実生成型植物を果実生成型植物の上で生育する生産物と区分することを企業に要求しないようにする。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
 - ii. IAS 第 1 号の修正のパッケージ
 1. 「『重要性がある』の定義」（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正）
 2. 「開示に関する取組み」（IAS 第 1 号の修正）

3. 「会計方針の開示」(IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正)

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

iii. アジェンダ・ペーパー30I で議論し、アジェンダ・ペーパー30F の付録 A の表で項目 2 から 7、9 から 12 として列挙された修正。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. アジェンダ・ペーパー30J で議論し、アジェンダ・ペーパー30F の付録 A の表で項目 15 から 30 として列挙された修正については、IFRS for SMEs 基準を変更せずに維持する。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて一提案している修正についての他のトピック(アジェンダ・ペーパー30K)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a. IFRS for SMEs 基準の 22.7 項(a)を変更せずに維持する。12 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

b. IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の第 5 項と同様の範囲除外を設けるための、IFRS for SMEs 基準の第 26 章「株式に基づく報酬」の修正を提案する。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

c. 決済方法の選択権のある株式に基づく報酬についての第 26 章の要求事項を、変更せずに維持する。12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用(アジェンダ・ペーパー12)

IASB は 2021 年 12 月 16 日に会合し、セール・アンド・リースバックにおけるリース負債について議論するとともに、IFRS 解釈指針委員会の 2021 年 11 月会議で最終確定されたアジェンダ決定について検討した。

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債(IFRS 第 16 号): プロジェクトの方向性(アジェンダ・ペーパー12A)

2020 年 11 月に IASB は公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」を公表した。IFRS 第 16 号の修正を提案したものである。コメント期間は 2021 年 3 月 29 日に終了した。2021 年 5 月の会議で、IASB はこの公開草案に対するフィードバックの要約について議論した。

今回の会議で IASB はこのプロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。特に、IASB は公開草案における次の提案を確認することを暫定的に決定した。

a. リースバックから生じた負債は、IFRS 第 16 号におけるセール・アンド・リースバックの要求事項が適用される負債である旨を明確化する。

b. セール・アンド・リースバック取引から生じた使用権資産及び利得又は損失についての IFRS 第 16 号の第 100 項(a)における当初測定 of 要求事項を変更しない。

c. 売手である借手は、リースバックから生じた使用権資産の事後測定を IFRS 第 16 号の第 29 項から第 35 項を適用して行う旨を明確化する。

d. リース料が変動するセール・アンド・リースバック取引の設例を含める。

出席した 11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、公開草案で提案した修正から次のように変更することも暫定的に決定した。

- a. 開始日において、売手である借手が資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持する使用权に関する部分をどのように決定するのかを定めない。
- b. 売手である借手に、リースバックから生じた負債の事後測定を IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用して行うことを要求する。
- c. IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用する目的上、売手である借手に、「リース料」又は「改訂後のリース料」という用語を、保持している使用权に係る利得又は損失の金額を認識しない方法で適用することを要求する。

出席した 11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

今後の会議で、IASB は修正案に関する経過措置について、適用されるデュー・プロセスの手順への IASB の準拠状況とともに議論する。

風力発電基地の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、アジェンダ決定「風力発電基地の使用から生じる経済的便益」（IFRS 第 16 号）に反対する IASB メンバーがいるかどうかについて議論した。

出席した IASB メンバーに反対者はいなかった。1 名は欠席した。

次のステップ

このアジェンダ決定は 2021 年 12 月に IFRIC Update 2021 年 11 月への補遺において公表される。

戦略及びガバナンス

第 3 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

IASB は 2021 年 12 月 15 日に会合し、次のことを行った。

- 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」に対するフィードバックについての議論を完了した（アジェンダ・ペーパー24A）。
- IASB が作業計画に追加される可能性のある財務報告の論点の優先度を評価する際に使用する判断規準を最終確定した（アジェンダ・ペーパー24B）。

IASB は、判断規準のリストに変更を加えず、情報要請で提案したリストを進めることを暫定的に決定した。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

さらに議論した後に、IASB は、活動の戦略的方向性及びバランス、並びに作業計画に追加すべき新たな財務報告の論点に関して、決定を行う。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675